

# 岐阜県公報

## 目 次

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

ページ  
一

号外 (一) 平成三十年三月五日

## 教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般  
各県立学校

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月五日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程(昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号)

の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 児童又は生徒、教職員その他学校関係者の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案の処理に関する事。

附 則

この訓令は、平成三十年三月五日から施行する。

平成三十年三月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社